

○厚生労働省告示第〇〇〇号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額に算定に関する基準（平成十八年〇月厚生労働省告示第〇〇〇号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年〇月〇日

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービス種類及び当該サービス

- 1 -

の単位数は、別表第一に定めるとおりとする。

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

- (1) 経過的要介護 六千五百五単
- (2) 要介護一 一万六千六百八十九単位
- (3) 要介護二 一万八千七百二十六単位
- (4) 要介護三 二万七千六百十三単位
- (5) 要介護四 二万二千八百単位
- (6) 要介護五 二万四千八百六十七単位

二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第〇〇〇号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービス種類及び当該サービスの単位数は、別表第二に定めるとおりとする。

ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生

労働大臣の定める単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

- (1) 要支援Ⅰ 四千九百七十単位
- (2) 要支援Ⅱ 一千四百五十単位

#### 別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 84単位

注 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）が、基本サービス（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。

#### 2 指定訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

(1) 15分以上1時間30分未満の場合 90単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数

(2) 所要時間1時間30分以上の場合 540単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を

- 3 -

増すごとに37単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 所要時間15分以上1時間15分未満の場合 45単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに45単位を加算した単位数

(2) 所要時間1時間15分以上の場合 225単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 90単位

注1 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等に、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行わせた場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。

）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

4 ハについては、要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

5 厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号。以下「定める者等」という。）第1号に規定する者が、指定訪問介護を行った場合には算定しない。

## 2 指定訪問入浴介護

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する指定指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人に、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行わ

- 5 -

せた場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費（以下「訪問入浴介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から5については適用しない。

## 3 指定訪問看護

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあつては、主治の医師が交付した文書による指示）及び訪問看護計画に基づき、指定訪問看護事業所（同項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）に、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行わせた場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費（以下「訪問看護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、現に要した時間ではなく、訪問看護計画に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する（所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、所定単位数を算定する。）。なお、訪問看護費の注1から8については適用

しない。

#### 4 指定訪問リハビリテーション（1日につき）

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第76条に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。）を行わせた場合には、訪問リハビリテーション費（指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費をいう。）にの100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費の注1から4については適用しない。

#### 5 指定通所介護

イ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、厚生労働大臣が定める施設基準（厚生省告示第26号。以下「施設基準」という。）第1号イ又はロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）に、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行わせた場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位

- 7 -

置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費（以下「通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行わせた場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

ロ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、利用者（定める者等第8号に規定する者に限る。）に対して、施設基準第1号ハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業者（指定居宅サービス基準第105条の3第2項に規定する指定療養通所介護事業者をいう。）に、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。）を行わせた場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ イ及びロについては、通所介護費の注1から11については適用しない。

#### 6 指定通所リハビリテーション

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）に、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に

規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)を行わせた場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1から11までは適用しない。

#### 7 指定福祉用具貸与（1月につき）

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）に、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行わせた場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を10で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定する。なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から3については適用しない。

#### 8 指定認知症対応型通所介護

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、施設基準第17号

- 9 -

イ、ロ又はハに適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第〇〇号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第〇条第〇項に規定する指定認知症対応型通所介護事業者をいう。）に、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。）を行わせた場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第〇〇号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費（以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行わせた場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から8については適用しない。

#### 別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 63単位

注 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第〇〇号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）が、基本サービス（指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。

## 2 指定介護予防訪問介護

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、指定介護予防訪問介護事業所（指定介護予防サービス基準第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（別表第一の訪問介護の注5に規定する者を除く。）に、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）を行わせた場合には、指定介護予防サービス介護給費単位数表の介護予防訪問介護費（以下「介護予防訪問介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注2から5については適用しない。

## 3 指定介護予防訪問入浴介護

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護事業所（指定介護予防サービス基準第47条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員1人及び介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、指定介護予防サービス介護給費単位数表の介護予防訪問入浴介護費（以下「介護予防訪問入浴介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から4については適用しない。

## 4 指定介護予防訪問看護

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護事業所の看護師等に、指定介護予防訪問看護（同項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）を行わせた場合には、指定介護予防サービス介護給費単位数表の介護予防訪問看護費（以下「介護予防訪問看護費」という）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する（所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が夜間若

しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、所定単位数を算定する。)。なお、介護予防訪問看護費の注1から7については適用しない。

#### 5 指定介護予防訪問リハビリテーション(1日につき)

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)を行わせた場合には、指定介護予防サービス介護給費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問リハビリテーション費の注1から4については適用しない。

#### 6 指定介護予防通所介護

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、施設基準第44号適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)に、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。

- 13 -

以下同じ。)を行わせた場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ介護指定介護予防サービス介護給費単位数表の介護予防通所介護費(以下「介護予防通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費の注1から3については、適用しない。

#### イ 運動器機能向上加算

200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に

記録していること。

(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価すること。

(5) 厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号。以下「定める基準」という。

）第24号に適合する指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）であること

ロ 栄養改善加算

90単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに

- 15 -

に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

(5) 定める基準第25号に適合する指定介護予防通所介護事業所であること。

ハ 口腔機能向上加算

90単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録しているこ



と。

- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 定める基準第26号に適合する指定介護予防通所介護事業所であること。

#### 7 指定介護予防通所リハビリテーション

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）に、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう、以下同じ。）を行わせた場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ介護予防通所リハビリテーション費の100分の90に相当する単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1及び2については、適用しない。

##### イ 運動器機能向上加算

200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- 17 -

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士等若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 定める基準第24号に適合する指定介護予防リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）であること。

##### ロ 栄養改善加算

90単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場

合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 定める基準第25号に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

#### ハ 口腔機能向上加算

90単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- 19 -

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 定める基準第26号に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

#### 8 指定介護予防福祉用具貸与(1月につき)

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)において、指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行わせた場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た

単位数)とする。なお、介護予防福祉用具貸与費の注1及び3については適用しない。

#### 9 指定介護予防認知症対応型通所介護

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第〇号。以下「地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第〇条第〇項に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）に、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第〇条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行わせた場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第〇〇号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費（以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、所定単位数の

- 21 -

100分の70に相当する単位数を算定する。

#### イ 個別機能訓練加算

指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

#### ロ 栄養改善加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき90単位を加算する。

(1) 管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員

その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

#### ハ 口腔機能向上加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき90単位を加算する。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員

- 23 -

、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。